

令和5年（2023年）3月30日  
第1回 静内川水系外流域治水協議会

～協議会の設置～



- ・流域治水対策の検討に着手
- ・検討は「幹事会」が主体となって行う

令和5年（2023年）夏頃を予定  
第2回 静内川水系外流域治水協議会

～流域治水プロジェクトの策定・公表～



- ・あらゆる関係者が流域治水対策の検討・実施

令和6年（2024年）4月以降  
第3回 静内川水系外流域治水協議会

～取組に関するフォローアップ～

- ・流域治水対策の取組に関するフォローアップ
- ・適宜、流域治水プロジェクトの見直しを行う